

## 施工条件明示書

### 1 工程関係

(1) 本工事における施工時間帯は、昼間（8：00～17：00）を見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯が変更になった場合には、別途協議すること。

### 2 建設副産物関係

工事の施工により発生する建設副産物は、下記の場所に搬入し、再資源化することを見込んでいるが、搬入施設を指定するものではない。なお、運搬、搬入等にあたり産業廃棄物に該当する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。

#### (1) アスファルト殻（路面切削時）

- ・ 処分場所：安芸郡熊野町字深原平 2668-32 鹿島道路(株)広島東合材製造所
- ・ 運搬距離：片道運搬距離 20.8km
- ・ 受入費用：平日昼間の受入費用

#### (2) アスファルト殻（舗装版破碎時）

- ・ 処分場所：広島市安芸区瀬野町字観音山 729-1 (有)トモナガ興産
- ・ 運搬距離：片道運搬距離 17.6km
- ・ 受入費用：平日昼間の受入費用

#### (3) コンクリート殻（無筋）

- ・ 処分場所：広島市安佐北区安佐町筒瀬 2211 協和鉱業(株)
- ・ 運搬距離：片道運搬距離 19.5km
- ・ 受入費用：平日昼間の受入費用

#### (4) コンクリート殻（有筋）

- ・ 処分場所：広島市南区出島 2-12-13 (株)河崎マテリアル出島工場
- ・ 運搬距離：片道運搬距離 13.0km
- ・ 受入費用：平日昼間の受入費用

#### (5) スクラップ（ヘビーH3）

本工事で発生するスクラップ（金属くず）は、広島県条例「金属屑業条例」第6条に基づく届済証の交付を受けた買取事業者へ搬出すること。

### 3 建設発生土

本工事により発生する建設発生土は、下記の処分地に搬入することを見込んでいるが、搬入施設を指定するものではない。なお、運搬、搬入等に当たっては、「広島県土砂の適正処理に関する条例」を遵守すること。

- ・ 処分場所：広島市東区馬木町字木原 10631-1 (有)フクダ組馬木土砂埋立処分場
- ・ 運搬距離：片道運搬距離 5.3km
- ・ 受入費用：平日昼間の受入費用

### 4 舗装切削後のコンクリート床版について

舗装切削後に鉄筋コンクリート床版の劣化（浮き等）が確認された場合、鉄筋コンクリート床版補修（断面修復）を実施するものとする。なお、施工方法等に関し監督員と協議すること。また、これに関する工事費及び調査費については設計変更の対象とする。

### 5 排水性舗装の雨水排水処理

本工事の施工区間は、密粒度アスファルト舗装が施工されており、排水性舗装の施工にあた

っては舗装面からの雨水排水の流末処理方法を確認する必要がある。現地の状況、導水材の能力等を考慮し、必要に応じて最適な流末処理を行うこと。なお、流末処理を行う上で必要になった集水柵、側溝の加工等に係る費用については変更契約の対象とする。

## 6 防水シートの処理

橋梁部の路面切削区間においては、防水シートが施工されている可能性がある。防水シートの施工が確認された場合は適正に処理を行うこと。なお、防水シートの処分に係る費用については変更契約の対象とする。

## 7 法面排水補修

本工事において、上り 2.25kp 付近の法面縦排水の補修を見込んでいるが、現地の状況を確認し、施工方法等については監督員と協議し、施工すること。なお、当該施工に係る費用については変更契約の対象とする。

## 8 安全対策関係

- (1) 工事の実施にあたっては、一般交通及び沿道住民に迷惑をかけないように十分配慮すること。また、交通規制の実施にあたっては、広島高速道路公社制定「保安施設設置基準」に基づき実施すること。
- (2) 施工は車線規制での施工を原則とするが、温品出口分岐（4.65kp 付近）減速車線内での施工においては出口を通行止めにする必要があり、規制方法等については事前に交通管理者、道路管理者と協議すること。
- (3) 交通誘導員は、舗装工施工時に 1 日あたり交通誘導警備員 A：1 名、交通誘導警備員 B：2 名の配置を見込んでおり、以下のとおり計上している。なお、交通誘導員の配置場所等は、監督員と事前に協議すること。

- ・ 交通誘導警備員 A（昼間、交替要員なし） 64 人
- ・ 交通誘導警備員 B（昼間、交替要員なし） 128 人